

奈良市公報

号外第1号

平成24年1月23日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例

- 奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例… 1
- 奈良市防災センター条例の一部を改正する条例……… 2

規 则

- 奈良市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 奈良市防災センター条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3
- 奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則…………… 4

告 示

- 放置自転車等の保管…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了…………… 10
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 10
- 生活保護法の規定による医療機関の指定（2件）……… 10
- 生活保護法の規定による施術者の指定（2件）……… 11
- 奈良市対象保険年金に係る個人住民税の過誤納金相当額の支給に関する要綱…………… 11
- 新設の事業計画のある道路の指定…………… 14
- 道路の位置の変更…………… 14
- 放置自転車等の保管…………… 14
- 開発行為に関する工事の完了…………… 14
- 奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集…………… 14
- 放置自転車等の保管…………… 14
- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）
JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙において選挙すべき委員の数…………… 15
- 新設の事業計画のある道路の指定…………… 15
- 放置自転車等の保管…………… 15
- 指定管理者の公募…………… 15
- 開発行為に関する工事の完了…………… 16

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 16

条 例

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第37号

奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例
奈良市総合福祉センター条例（昭和59年奈良市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「授産施設」を「生活介護」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 生活介護やすらぎ広場

第4条の2第1項第1号中「第9条」の次に「、第14条」を加え、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第3章の章名中「授産施設」を「生活介護」に改める。

第9条中「授産施設」を「生活介護」に、「次の各号に」を「主として知的障がい者に係る次に」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「障害者自立支援法」の次に「(平成17年法律第123号)」を加え、「生活介護を行う「やすらぎ広場」」を「生活介護に係る事業」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「知的障害者福祉法」の次に「(昭和35年法律第37号)」を加え、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とする。

第10条並びに第11条第2号及び第3号中「授産施設」を「生活介護」に改める。

第12条第1項中「第9条第1号、第2号及び第4号」を「第9条第1号及び第3号」に改め、同条第2項第1号中「及び第2号」を削り、同項第2号中「第9条第4号」を「第9条第3号」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 生活介護やすらぎ広場

(事業)

第14条 生活介護やすらぎ広場は、主として身体障がい者に係る次に掲げる事業を行う。

(1) 障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護に係る事業の運営に関すること。

(2) その他市長が必要と認める事業
(準用規定)

第15条 第10条から第13条までの規定は、生活介護やすらぎ広場について準用する。この場合において、第10条並びに第11条第2号及び第3号中「生活介護みどりの家」とあるのは「生活介護やすらぎ広場」と、第12条第1項中「第9条第1号及び第3号」とあるのは「第14条第1号及び第2号」と、同条第2項第1号中「第9条第1号」とあるのは「第14条第1号」と、同項第2号中「第9条第3号」とあるのは「第14条第2号」とする。

別表第1 授産施設みどりの家の項中「授産施設」を「生活介護」に改め、「(ただし、「やすらぎ広場」は日曜日及び月曜日)」を削り、同項の次に次のように加える。

生活介護 やすらぎ 広場	午前9時 から午後 5時まで	(1) 日曜日及び月曜日 (2) 国民の祝日である土曜日 (3) 国民の祝日の翌日(火曜日 を除く。) (4) 12月29日から翌年1月3日 まで
--------------------	----------------------	--

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平成23年9月21日掲示済)

奈良市防災センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第38号

奈良市防災センター条例の一部を改正する条例

奈良市防災センター条例(平成7年奈良市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条の2から第3条の4までを削る。

第4条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「市長」に、「承認」を「許可」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に、「承認」を「許可」に改める。

第5条の見出しを「(使用の不許可)」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「承認」を「許可」に改め、同条第2号中「施設等」を「センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)」に改める。

第6条第1項中「承認」を「許可」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第4項中「又は指定管理者」を削る。

第7条の見出しを「(使用許可の変更等)」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「市長」に、「承認」を「許可」に改め、同条第2項中「承認」を「許可」に改め、「及び指定管理者」を削る。

第10条並びに第11条第3号及び第4号中「承認」を「許可」に改める。

第12条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第13条中「規定」を「規則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に指定管理者が行ったセンター

の研修室又は多目的ホールの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、市長が行ったセンターの研修室又は多目的ホールの使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請とみなす。

(平成23年9月21日掲示済)

規 則

奈良市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第60号

奈良市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市総合福祉センター条例施行規則(昭和59年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第3章の章名中「授産施設」を「生活介護」に改める。

第8条中「授産施設」を「生活介護」に、「50人」を「40人」に改める。

第9条第1項中「授産施設みどりの家を」を「生活介護みどりの家を」に、「奈良市授産施設みどりの家利用申込書」を「奈良市生活介護みどりの家利用申込書」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第10条中「授産施設」を「生活介護」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 生活介護やすらぎ広場

(定員)

第11条 生活介護やすらぎ広場の定員は、20人とする。

(準用規定)

第11条の2 第9条から第10条の2までの規定は、生活介護やすらぎ広場について準用する。この場合において、第9条第1項中「生活介護みどりの家を」とあるのは「生活介護やすらぎ広場」と、「奈良市生活介護みどりの家利用申込書(別記第6号様式)」とあるのは「奈良市生活介護やすらぎ広場利用申込書(別記第7号様式)」と、第10条中「生活介護みどりの家」とあるのは「生活介護やすらぎ広場」とする。

別記第6号様式中「奈良市授産施設みどりの家利用申込書」を「奈良市生活介護みどりの家利用申込書」に、「(あて先)」を「(宛先)」に、「奈良市授産施設みどりの家を」を「奈良市生活介護みどりの家を」に、

利 用 し よ う と す る	氏名		生年月日	年 月 日	
	住所			性別	男 女
	希望する サービス	<input type="checkbox"/> 入所(通所) <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> その他()			

を

者	希望時期	年月日から	年月日まで
利用しようとする者	氏名	生年月日	年月日
	住所	性別	男女
	希望時期	年月日から	年月日まで

に改める。

別記第7号様式及び第8号様式を次のように改める。

第7号様式（第11条の2関係）

奈良市生活介護やすらぎ広場利用申込書

年月日

（宛先）指定管理者

住所 _____
申込者 氏名 _____
電話 ()

次のとおり奈良市生活介護やすらぎ広場を利用したいので申し込みます。

利用しようとする者	氏名	生年月日	年月日
	住所	性別	男女
	希望時期	年月日から	年月日まで
家	世帯主等の 氏名		
族	住所		
連絡方法	昼間 電話() 夜間 電話()		
添付書類	(1) 利用しようとする者の健康診断書 (2) その他市長が必要と認める書類		

第8号様式 削除

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（平成23年9月21日掲示済）

奈良市防災センター条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成23年9月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第61号

奈良市防災センター条例施行規則の一部を改正する
規則

奈良市防災センター条例施行規則（平成7年奈良市規則
第43号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（開館時間等）

第2条 センターの開館時間は、午前9時30分から午後4
時30分までとする。ただし、午後4時以後の入館は認め
ないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認め
る場合は、開館時間又は入館時間を変更することができる。

（休館日）

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）

(2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）

(3) 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認める場合は、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

第4条の見出しを「(使用の許可等の申請)」に改め、同条第1項中「使用承認を」を「使用許可を」に、「奈良市防災センター使用承認申請書」を「奈良市防災センター使用許可申請書」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「承認を」を「許可を」に、「奈良市防災センター使用承認申請書」を「奈良市防災センター使用許可申請書」に、「承認書」を「許可書」に改め、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第5条の見出しを「(使用許可書の交付等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、施設の使用を許可し、又は許可に係る事項の変更を許可した場合は、奈良市防災センター使用許可書（別記第3号様式。以下「許可書」という。）又は奈良市防災センター使用変更許可書（別記第4号様式。以下「変更許可書」という。）を交付するものとする。

第5条第2項中「承認書及び変更承認書（変更承認）を「許可書及び変更許可書（変更許可）」に改める。

第6条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第7条中「承認」を「許可」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

第8条中「承認書」を「許可書」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

別記第1号様式中「奈良市防災センター使用承認申請書」を「奈良市防災センター使用許可申請書」に、「(あて先) 指定管理者」を「(宛先) 奈良市長」に、「使用承認を」を「使用許可を」に、「承認条件」を「許可条件」に、「承認番号」を「許可番号」に改める。

別記第2号様式中「奈良市防災センター使用変更承認申請書」を「奈良市防災センター使用変更許可申請書」に、「(あて先) 指定管理者」を「(宛先) 奈良市長」に、「使用変更承認を」を「使用変更許可を」に、

「**使用承認の年月日
及び承認番号**」を「**使用許可の年月日
及び許可番号**」に、

別記第1号様式中

「承認条件」を「許可条件」に、「承認は」を「許可是」に、「使用承認書」を「使用許可書」に、

「**承認番号第 号**」を「**許可番号第 号**」に改める。

別記第3号様式中「奈良市防災センター使用承認書」を「奈良市防災センター使用許可書」に、「承認条件」を「許可条件」に、「承認番号」を「許可番号」に、「承認します」を「許可します」に、「指定管理者」を「奈良市長」に改める。

別記第4号様式中「奈良市防災センター使用変更承認書」を「奈良市防災センター使用変更許可書」に、

「**使用承認の年月日
及び承認番号**」を「**使用許可の年月日
及び許可番号**」に、

「承認条件」を「許可条件」に、

「**承認番号第 号**」を「**許可番号第 号**」に、

「承認します」を「許可します」に、「指定管理者」を「奈良市長」に改める。

別記第5号様式中「(あて先) 指定管理者」を「(宛先) 奈良市長」に、

「**使用承認の年月日
及び承認番号**」を「**使用許可の年月日
及び許可番号**」に、

「使用承認書」を「使用許可書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。
(平成23年9月21日掲示済)

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第62号

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者自立支援法施行細則（平成18年奈良市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第4号中「重度訪問介護」の次に「、同行援護」を加える。

区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
	介護給付費	訓練等給付費	
訪問	<input type="checkbox"/> 居宅介護		
	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護		

申 請 す る サ ー ビ ス	系 ・ そ の 他	<input type="checkbox"/> 行 動 援 護			を
		<input type="checkbox"/> 児 童 デ イ サ ー ビ ス			
		<input type="checkbox"/> 短 期 入 所			
		<input type="checkbox"/> 重 度 障 害 者 等 包 括 支 援			
日 中 活 動 系	<input type="checkbox"/> 療 養 介 護	<input type="checkbox"/> 自 立 訓 練 (機能訓練)			
	<input type="checkbox"/> 生 活 介 護	<input type="checkbox"/> 自 立 訓 練 (生活訓練)			
		<input type="checkbox"/> 宿 泊 型 自 立 訓 練			
		<input type="checkbox"/> 就 労 移 行 支 援			
		<input type="checkbox"/> 就 労 移 行 支 援 (養成施設)			
		<input type="checkbox"/> 就 労 繼 続 支 援 A 型			
居 住 系	<input type="checkbox"/> 共同生活介護 (ケアホーム)	<input type="checkbox"/> 共同生活援助 (グループホーム)			
	<input type="checkbox"/> 施 設 入 所 支 援				
旧法 施設 支援	<input type="checkbox"/> 旧身体障害者更生施設 (入所・通所)	<input type="checkbox"/> 旧身体障害者療護施設 (入所・通所)			
	<input type="checkbox"/> 旧身体障害者授産施設 (入所・通所)	<input type="checkbox"/> 旧知的障害者更生施設 (入所・通所)			
	<input type="checkbox"/> 旧知的障害者授産施設 (入所・通所)	<input type="checkbox"/> 旧 知 的 障 害 者 通 勤 寢			

区分	サービスの種類		申請に係る具体的な内容
	介護給付費	訓練等給付費	
訪問系 ・ そ の 他	<input type="checkbox"/> 居 宅 介 護		
	<input type="checkbox"/> 重 度 訪 問 介 護		
	<input type="checkbox"/> 同 行 援 護		
	<input type="checkbox"/> 行 動 援 護		
	<input type="checkbox"/> 児 童 デ イ サ ー ビ ス		
	<input type="checkbox"/> 短 期 入 所		
日 中 活 動 系	<input type="checkbox"/> 療 養 介 護	<input type="checkbox"/> 自 立 訓 練 (機能訓練)	
	<input type="checkbox"/> 生 活 介 護	<input type="checkbox"/> 自 立 訓 練 (生活訓練)	
		<input type="checkbox"/> 宿 泊 型 自 立 訓 練	
		<input type="checkbox"/> 就 労 移 行 支 援	
		<input type="checkbox"/> 就 労 移 行 支 援 (養成施設)	
		<input type="checkbox"/> 就 労 繼 続 支 援 A 型	
居 住 系	<input type="checkbox"/> 共同生活介護 (ケアホーム)	<input type="checkbox"/> 共同生活援助 (グループホーム)	
	<input type="checkbox"/> 施 設 入 所 支 援		
旧法 施設 支援	<input type="checkbox"/> 旧身体障害者更生施設 (入所・通所)	<input type="checkbox"/> 旧身体障害者療護施設 (入所・通所)	
	<input type="checkbox"/> 旧身体障害者授産施設 (入所・通所)	<input type="checkbox"/> 旧知的障害者更生施設 (入所・通所)	
	<input type="checkbox"/> 旧知的障害者授産施設 (入所・通所)	<input type="checkbox"/> 旧 知 的 障 害 者 通 勤 寢	

- I 負担上限月額に関する認定
下記の区分の適用を申請します。
(あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)
- 1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯
 - 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの
 - 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの

申請する減免の種類	4 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）に属する者	
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、医療型個別減免を申請します。	
	<20歳以上の方>	<20歳未満の方>
	1 療養介護利用者であること（年齢　歳） 2 市町村民税非課税世帯の者	1 療養介護利用者であること（年齢　歳）
	<input type="checkbox"/> III 特定障害者特別給付（補足給付）に関する認定（入所施設の食費等軽減措置） 下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。	
<20歳以上の方>	<20歳未満の方>	
1 施設入所者（注）であること（年齢　歳） 2 市町村民税非課税世帯の者	1 施設入所者（注）であること（年齢　歳）	
<input type="checkbox"/> IV 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置（□定率負担減免措置 □補足給付の特例措置）を申請します。 ※市長が発行する境界層対象者証明書が必要となります。		

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

（注）対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設、特定旧法指定施設）

を

」

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)	
	1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯 2 市町村民税非課税世帯（※）に属する者 ※ 療養介護を利用する場合は、①又は②の当てはまる方にも○をつける。 ① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの ② ①以外のもの 3 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）に属する者	
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、医療型個別減免を申請します。	
	<20歳以上の方>	<20歳未満の方>
	1 療養介護利用者であること（年齢　歳） 2 市町村民税非課税世帯の者	1 療養介護利用者であること（年齢　歳）
<input type="checkbox"/> III 施設入所者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食費等軽減措置） 下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 (注) 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設、特定旧法指定施設）		
<20歳以上の方>	<20歳未満の方>	
1 施設入所者であること（年齢　歳） 2 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯 若しくは中国残留邦人等支援給付を受けている世帯の者	1 施設入所者であること（年齢　歳）	
<input type="checkbox"/> IV グループホーム等入居者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（家賃軽減措置） 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯若しくは中国残留邦人等支援給付を受けている世帯にあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 (注) 対象事業所は、共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）		
<input type="checkbox"/> V 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措		

に

置)に関する認定

生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置(□定率負担減免措置 □補足給付の特例措置)を申請します。

※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いざれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

改める。

別記第2号様式中

指定相談支援事業所名	
指定相談支援事業所名	
予備欄	
特定障害者特別給付費の支給内容	
支給額	円／日
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
予備欄	

指定相談支援事業所名	
指定相談支援事業所名	
予備欄	
特定障害者特別給付費の支給内容	
施設入所支援又は旧法施設支援	
支給額	円／日
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
共同生活介護又は共同生活援助	
支給額	円／月
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
予備欄	

改める。

別記第4号様式中

変更を申請するサビス	区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
		介護給付費	訓練等給付費	
訪問系・その他	□居宅介護			を
	□重度訪問介護			
	□行動援助護			
	□児童デイサービス			
	□短期入所			
	□重度障害者等包括支援			
日中活動系	□療養介護	□自立訓練(機能訓練)		を
	□生活介護	□自立訓練(生活訓練)		
		□就労移行支援		
		□就労継続支援A型		
		□就労継続支援B型		
居住系	□共同生活介護(ケアホーム)	□共同生活援助(グループホーム)		
	□施設入所支援			
旧法施設支援	□身体障害者更生施設(入所・通所)	□身体障害者療護施設(入所・通所)		
	□身体障害者授産施設(入所・通所)	□知的障害者更生施設(入所・通所)		
	□知的障害者授産施設(入所・通所)	□知的障害者通勤寮		

区分	サービスの種類		申請に係る具体的な内容
	介護給付費	訓練等給付費	
変更を申請する際の 申請に係る具体的な内容	□居宅介護		に、
	□重度訪問介護		
	□同行支援		
	□行動支援		
	□児童デイサービス		
	□短期入所		
	□重度障害者等包括支援		
日中活動系	□療養介護	□自立訓練（機能訓練）	に、
	□生活介護	□自立訓練（生活訓練）	
		□宿泊型自立訓練	
		□就労移行支援	
		□就労移行支援（養成施設）	
		□就労継続支援A型	
		□就労継続支援B型	
ビス	□共同生活介護（ケアホーム）	□共同生活援助（グループホーム）	を
	□施設入所支援		
旧法施設支援	□旧身体障害者更生施設（入所・通所）	□旧身体障害者療護施設（入所・通所）	
	□旧身体障害者授産施設（入所・通所）	□旧知的障害者更生施設（入所・通所）	
	□旧知的障害者授産施設（入所・通所）	□旧知的障害者通勤寮	

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 4 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）に属する者	
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、医療型個別減免を申請します。	
	<20歳以上の方>	<20歳未満の方>
	1 療養介護利用者であること（年齢　歳） 2 市町村民税非課税世帯の者	1 療養介護利用者であること（年齢　歳）
	<input type="checkbox"/> III 特定障害者特別給付（補足給付）に関する認定（入所施設の食費等軽減措置） 下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費（の変更）を申請します。	
種類	<20歳以上の方>	<20歳未満の方>
	1 施設入所者（注）であること（年齢　歳） 2 市町村民税非課税世帯の者	1 施設入所者（注）であること（年齢　歳）
<input type="checkbox"/> IV 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置（□定率負担減免措置 □補足給付の特例措置）（の変更）を申請します。 ※市長が発行する境界層対象者証明書が必要となります。		

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(注) 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設(障害者支援施設、特定旧法指定施設)

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯 2 市町村民税非課税世帯(※)に属する者 ※ 療養介護を利用する場合は、①又は②の当てはまる方にも○をつける。 ① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの ② ①以外のもの 3 市町村民税課税世帯(障害者:所得割16万円未満、障害児:所得割28万円未満)に属する者
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、医療型個別減免を申請します。
	<20歳以上の方> 1 施設入所であること(年齢 年) 2 市町村民税非課税世帯の者
	<20歳未満の方> 1 施設入所であること(年齢 年)
	<input type="checkbox"/> III 施設入所者(注)に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(入所施設の食費等軽減措置) 下記のいずれにも当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 (注) 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設(障害者支援施設、特定旧法指定施設)
	<20歳以上の方> 1 施設入所であること(年齢 年) 2 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯 若しくは中国残留邦人等支援給付を受けている世帯の者
	<20歳未満の方> 1 施設入所であること(年齢 年)
	<input type="checkbox"/> IV グループホーム等入居者(注)に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(家賃軽減措置) 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯若しくは中国残留邦人等支援給付を受けている世帯に当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 (注) 対象事業所は、共同生活介護(ケアホーム)、共同生活援助(グループホーム)
	<input type="checkbox"/> V 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置(□定率負担減免措置 □補足給付の特例措置)を申請します。 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

に

改める。

- 附 則
(施行期日)
- この規則は、平成23年10月1日から施行する。
(経過措置)
 - この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市障害者自立支援法施行細則(以下「旧規則」という。)の規定に基づき交付されている障害福祉サービス受給者証は、この規則による改正後の奈良市障害者自立支援法施行細則の規定に基づく障害福祉サービス受給者証とみなす。
 - この規則の施行の際、現に旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用す

ることができる。

(平成23年9月28日掲示済)

告 示

奈良市告示第528号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年9月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。	
2 移動年月日	平成23年9月16日
3 移動対象区域	近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
4 保管場所	奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設
5 引取期間	移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
6 引取時間	午前9時から午後4時30分まで
7 引取りのための必要事項	(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。 ア 移動費 自転車 2,000円 原動機付自転車 4,000円 イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
8 連絡先	奈良市都市整備部都市計画室交通政策課 電話0742-34-1111代表

(平成23年9月16日掲示済)

奈良市告示第529号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年9月16日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号	平成22年12月22日 奈良市指令都整開 第10A-30号
	平成23年9月2日 奈良市指令都整開 第10A-30-1号
2 検査済証の交付年月日及び番号	開発行為 平成23年9月16日 第1272号
	公共施設 平成23年9月16日 第565号
3 開発区域に含まれる地域	奈良市鳥見町三丁目4番16及び4番17
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名	奈良市藤ノ木台四丁目6番20号 株式会社日本中央住販 代表取締役 谷手善紀
5 公共施設の種類、位置及び区域	

(1) 道路	奈良市鳥見町三丁目4番16の一部
(2) 下水道	奈良市鳥見町三丁目4番16の一部
(3) 防火水槽	奈良市鳥見町三丁目4番16の一部 (平成23年9月16日掲示済)

奈良市告示第530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年9月16日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
尼ヶ辻マルゼン薬局	奈良県奈良市尼辻西町6-6	平成23年7月31日

(平成23年9月16日掲示済)

奈良市告示第531号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年9月16日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
尼ヶ辻マルゼン薬局	奈良県奈良市尼辻西町3-5	平成23年8月1日

(平成23年9月16日掲示済)

奈良市告示第532号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年9月16日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人康仁会 西の京病院 西大寺クリニック	奈良県奈良市西大寺南町4-11	平成23年10月1日
岡村歯科医院	奈良県奈良市富雄元町一丁目12-7	平成23年9月5日

(平成23年9月16日掲示済)

奈良市告示第533号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年9月21日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
喜多川 民人		柔道整復	平成22年8月23日
たみと整骨院 (喜多川 民人)	奈良県奈良市西木辻町200番地の27		

(平成23年9月21日掲示済)

奈良市告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年9月21日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
大川 昌		あんま	平成23年9月15日
祥あんマッサージセンター (大川 昌)	奈良県奈良市西大寺東町一丁目6-26		
江見 龍太郎		あんま	平成23年9月15日
えみ鍼灸マッサージ治療院 (江見 龍太郎)	奈良県奈良市中山町西一丁目868-1-8		

(平成23年9月21日掲示済)

奈良市告示第535号は、奈良市公報

号外第2号に掲載

奈良市告示第536号

奈良市対象保険年金に係る個人住民税の過誤納金相当額の支給に関する要綱を次のように定める。

平成23年9月22日

奈良市長 仲川元庸

奈良市対象保険年金に係る個人住民税の過誤納金相当額の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、租税特別措置法（昭和32年法律第26

号）第41条の20の2第2項第1号に規定する対象保険年金（以下「対象保険年金」という。）に係る個人住民税（個人の市・県民税をいう。以下同じ。）の過誤納金相当額の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(過誤納金相当額の支給対象者)

第2条 過誤納金相当額の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の5第2項の規定により、当該対象保険年金の支払を受けた年（平成12年以後の年に限る。）の所得に対する個人住民税の税額を減少させる賦課決定をすることのできない場合において、当該賦課決定をすることとしたならば、還付を受けることができる。

(2) 租税特別措置法第41条の20の2第2項第2号に規定する保険金受取人等に該当する者で、対象保険年金に係る所得が生じた年（平成12年以後の年に限る。）の翌年の1月1日において奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第13条第1項第1号に掲げる者に該当していたもの又はその相続人（包括受遺者を含む。）であること。

(過誤納金相当額の支給額)

第3条 過誤納金相当額の支給額は、前条第1号に規定する場合において、当該賦課決定をすることとしたならば、当該支給対象者に対し支給することとなる過誤納金（県民税分を含む。以下「過誤納金」という。）に相当する額（当該過誤納金に加算することとなる加算金の額を含む。以下「過誤納金相当額」という。）とする。

2 過誤納金に加算する加算金の額は、地方税法第17条の4第1項に規定する還付加算金の例により算定する。

(過誤納金相当額の請求)

第4条 過誤納金相当額の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、平成25年3月29日までに、対象保険年金に係る個人住民税の過誤納金相当額支給請求書（別記第1号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、所得税非課税者及び所得税課税ではあるが、所得税の還付がない者については、第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 税務署が発行する特別還付金の支給決定等通知書及び特別還付金の額の計算明細書又は確定申告の写し等、所得を明らかにする書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(過誤納金相当額の支給決定等)

第5条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、過誤納金相当額を支給することを決定したときは対象保険年金に係る個人住民税の過誤納金相当額支給決定通知書（別記第2号様式）により、過誤納金相当額を支給しないことを決定したときは対象保険年金に係る個人住民税の過誤納金相当額不支給決定通知書（別記第3号様式）により、請求者に通知するものとする。

(過誤納金相当額の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により過誤納金相当額の支給を受けた者があるときは、その者に対し、期限を定めて既に支給を受けた過誤納金相当額の全部又は一部の返還を命ずることができる。
(その他)

別記

第1号様式（第4条関係）

第7条 この要綱に定めるもののほか、過誤納金相当額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

年　月　日

対象保険年金に係る個人住民税の過誤納金相当額支給請求書

(宛先) 奈良市長

請求者
住所

氏名　　　　　　　印

電話番号

私が支払った対象保険年金に係る個人住民税のうち、次の年分から、対象保険年金に係る個人住民税の過誤納金相当額の支給を請求します。

請求する年分	収 納（※この欄は記入しないでください。）		
平成 年分	・完納 (年税額)	・一部納付 (納付額 円)	・未納
平成 年分	・完納 (年税額)	・一部納付 (納付額 円)	・未納
平成 年分	・完納 (年税額)	・一部納付 (納付額 円)	・未納
平成 年分	・完納 (年税額)	・一部納付 (納付額 円)	・未納
平成 年分	・完納 (年税額)	・一部納付 (納付額 円)	・未納

口座振込（次の口座に振り込んでください。）

金融機関名 _____ 銀行・農協・信金・信組・労金

支店名 _____ 本店・支店・出張所

種 別 普通・当座 口座番号 _____
フリガナ _____

口座名義人 _____

平成24年1月23日
(月曜日)

公報

号外第1号

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

対象保険年金に係る個人住民税の過誤納金相当額支給決定通知書

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

対象保険年金に係る個人住民税の過誤納金相当額不支給決定通知書

様

奈良市長

印

印

奈良市長

あなたが、 年 月 日付けでされた対象保険年金に係る個人の住民税の過誤納金相当額の支給について、次のとおり決定したので、通知します。

過誤納金相当額支給内訳

	市 民 税 (円)	県 民 税 (円)	合 計 (円)
平成 年分			
合 計 (円)			

不支給決定の理由

決定の理由

(平成23年9月22日掲示済)

奈良市告示第537号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成23年9月22日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日

平成23年9月22日

2 指定した道路の名称

(1) 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）

JR奈良駅南特定土地区画整理事業による事業計画道路 区画道路1号線

3 指定した道路の幅員 6m

4 指定した道路の延長 24m

5 指定した道路の区域 別図のとおり

別図省略

(平成23年9月22日掲示済)

奈良市告示第538号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり変更したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成23年9月22日

奈良市長 仲川元庸

変更前告示番号及び指定番号	平成10年12月11日 奈良市告示第572号 指定 第10006号	
変更申請者住所・氏名	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市長 仲川元庸	
道路の位置	変更前	奈良市西九条町三丁目10番4の一部
	変更後	奈良市西九条町三丁目10番4の一部
道路の幅員	変更前	最大5.00m 最小4.80m
	変更後	最大6.48m 最小4.80m
道路の延長	変更前	55.5m
	変更後	55.5m
変更年月日	平成23年9月22日	
変更番号	第23006号	

(平成23年9月22日掲示済)

奈良市告示第539号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年9月26日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年9月26日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年9月26日掲示済)

奈良市告示第540号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年9月26日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成23年8月15日 奈良市指令都整開 第11A-11号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成23年9月26日 第1273号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市三条大宮町348番1、349番1及び349番4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市小川町13

株式会社オット・アップ 代表取締役 辻本直一
(平成23年9月26日掲示済)**奈良市告示第541号**

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成23年9月27日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成23年9月27日掲示済)

奈良市告示第542号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年9月27日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日	奈良市長 仲川元庸
平成23年9月27日	
3 移動対象区域	
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域	
以下省略	
	(平成23年9月27日掲示済)

奈良市告示第543号

平成23年10月23日に執行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなく、同令第22条第4項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員の数及びその予備委員の数を次のとおり定めたので、同条第1項及び第4項の規定により公告します。

平成23年9月27日

奈良市長 仲川元庸

1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数	
8人	
2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数	
0人	
3 宅地の所有者が選挙すべき委員の予備委員の数	
4人	
4 宅地について借地権を有する者が選挙すべき予備委員の数	
0人	

(平成23年9月27日掲示済)

奈良市告示第544号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成23年9月29日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日	
平成23年9月29日	
2 指定した道路の名称又は種類	
登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地地区画整理事業（A事業）による事業計画道路	
3 指定した道路の区域	
別図のとおり	
別図省略	

(平成23年9月29日掲示済)

奈良市告示第545号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年9月29日

1 移動理由	奈良市長 仲川元庸
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。	
2 移動年月日	
平成23年9月29日	
3 移動対象区域	
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域	
以下省略	
	(平成23年9月29日掲示済)

奈良市告示第546号

奈良町からくりおもちゃ館の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成23年9月30日

奈良市長 仲川元庸

1 公の施設の所在地及び名称	
奈良市陰陽町7番地	
奈良町からくりおもちゃ館	
2 指定管理者が行う業務の範囲	
(1) からくりおもちゃ等の展示及び体験に関すること。	
(2) 観光の紹介及び案内に関すること。	
(3) 地域の活性化に関すること。	
(4) その他市長が定めること。	
3 指定予定期間	
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで	
4 指定申請の方法	
(1) 指定申請書等の配布及び提出場所	
奈良市二条大路南一丁目1番1号	
奈良市観光経済部観光振興課	
(2) 申請期間	
平成23年9月30日から平成23年10月21日まで	
(3) 提出書類	
奈良町からくりおもちゃ館指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。	
ア 奈良町からくりおもちゃ館指定管理者事業計画書	
イ 奈良町からくりおもちゃ館指定管理者収支予算書	
ウ 団体の定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）	
エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類	
オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他の活動の内容及び財務の状況がわかる書類	
カ 団体の役員名簿その他これに類する書類	
キ 団体及びその代表者が平成22年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書	
ク 共同体にあっては、指定管理者の指定の申請に係	

る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手続に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良町からくりおもちゃ館指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市観光経済部観光振興課

電話0742-34-5135

(平成23年9月30日掲示済)

奈良市告示第547号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年9月30日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成23年1月20日 奈良市指令都整開 第10A-34号

平成23年9月21日 奈良市指令都整開 第10A-34-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成23年9月30日 第1274号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市あやめ池北一丁目1505番3の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市西区南堀江一丁目8番18号

株式会社フリーマーケット社

代表取締役 浅野秀弥

(平成23年9月30日掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第20号

平成23年9月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成23年9月16日

奈良市教育委員会

委員長 小谷勝彦

1 日時

平成23年9月22日（木）

午前9時30分から

2 場所

奈良市役所 中央棟6階 第1研修室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成23年度9月補正予算について

(2) 平成22年度奈良市教育ビジョンの施策評価について

(3) 平成24年度奈良市立一条高等学校教員採用候補者選

考試験の結果について

議事

議案第34号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱及び任命について

議案第35号 奈良市立学校評議員の委嘱について
その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 8月～9月

傍聴受付は、開催日の午前8時30分から午前9時20分まで。

定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成23年9月16日掲示済)